

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
10月3日
(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課).....二
- 結核予防法の規定に基づく指定医療機関の辞退(健康増進課).....五
- 結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課).....五
- 道路の区域の変更(道路整備課).....六
- 道路の供用の開始(道路整備課).....六
- 柳井都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....六
- 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....七

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....八
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....八
- 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....八
- 豊浦都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....八
- 萩都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....九
- 萩都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....九
- 萩都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....九
- 公安委公告.....九
- 契約の締結.....九



山口県告示第五百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関成

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	廃 止 年 月 日
五島整形外科		周南市大字徳山六六七六の九			平成一八、六、三〇
あすなる薬局		宇部市大字妻崎開作六五六			平成一七、五、三一
勝田薬局		岩国市錦見五丁目二番一五号			平成一六、一、二、〇
ファミリー薬局		光市島田六丁目三番二七号			平成一八、六、三〇
クスリ岩崎チエーンエース店		周南市政所二丁目一番八号			平成一八、二、六

山口県告示第五百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関成

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	指 定 年 月 日
ウエルネスクリニック		柳井市柳井一五四七の一			平成一八、七、一
五島整形外科医院		周南市大字徳山六六七六の九			平成一七、六、〇
あすなる薬局		宇部市大字妻崎開作六五六			平成一八、八、〇
ハープ薬局		山口市中央三丁目七番六号			平成一七、八、〇
岩国さくら薬局		岩国市藤生町二丁目二三番五号			平成一七、一、〇
勝田薬局		錦見五丁目二番一五号			平成一七、一、〇
ファミリー薬局		光市大字浅江二四〇〇の一四			平成一八、七、〇
わかば薬局		柳井市南町四丁目二番一五号			平成一八、六、〇

銀座薬局

周南市銀座二丁目三四

〃

八、

〃

山口県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

施術者の氏名	施 術 所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安達 勇人	安達整骨院	宇部市山門二丁目二番一九一	平成一八、七、一
荒川 始	荒川整骨院	東琴芝二丁目一番一〇	〃
内田 竜夫	内田整骨院	則貞五丁目一番二	〃
松本 満雄	宇部駅前整骨院	大字際波二二三の五	〃
森川 雄策	寿整骨院	寿町一丁目四番一三	〃
正司 信文	正司整骨院	大字東岐波一〇五〇の二	〃
浜田 義信	東洋鍼灸整骨院	松山町四丁目一〇番二	〃
国武 浩司	とこなみ整骨院	床波一丁目五番六	〃
久保英治郎	西宇部整骨院	大字際波八二八の八	〃
流 秀人	岬整骨院	岬町一丁目八番一〇	八、
篠本 直己	桃山整骨院	小松原二丁目六番五	七、
若月 宏之	わかつき整骨院	大字際波一五七八の六	〃
大野 寛史	みろく在宅マツサージ	周南市横浜町五番二六	〃
野村 浩一	山陽整骨院	山陽小野田市大字厚狭二二九	〃
東久保正樹	とつくば整骨院	大字小野田三九	〃

山口県告示第五百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業の種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター新南	訪問介護	平成一八、六、三〇
医療法人社団 豊美会	美祢郡美東町大字真名二九四一	医療法人社団 豊美会田代台	短期入所療養介護	平成一七、九、〃

介護療養型医療施設名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団豊美会田代台	美祢郡美東町大字真名二九四一	平成一七、九、三〇

介護予防事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	事業の種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター新南	介護予防訪問	平成一八、六、三〇

山口県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	セイリスケアセンター菊川	周南市大字下上六四四の一	訪問介護	平成一七、一
株式会社テイエラ	岩国市多田三丁目一〇四の二	デイサービスセンターテイエラ	岩国市多田三丁目一〇四の二	通所介護	六、
有限会社介護舎	光市大字島田一三三七の一	光デイサービスセンター	光市虹ヶ丘二丁目七二〇の三四七	"	五、
有限会社スタカノホーム・スイト	山口市大内御堀八三二の二	グループホームおいでませ	山口市大内御堀八三二の二	認知症対応型通所介護	"
医療法人社団光仁会	光市中央三丁目二番二六号	市川デイサービスセンターサポーターひかり	光市中央三丁目二番一三三三	"	四、

山口県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

名称	居宅介護支援事業所の主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター菊川	周南市大字下上六四四の一	平成一七、一
有限会社安喜	山陽小野田市大字西高泊一四五の一	ケアマネセンターあんきに	山陽小野田市大字西高泊八〇の六	"

山口県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

名称	特定福祉用具販売事業者の主たる事務所の所在地	名称	特定福祉用具販売事業者の所在地	指定年月日
株式会社ホームケアサービス山口	山口市陶四五四の一	株式会社ホームケアサービス山口	山口市陶四五四の一	平成一八、四、一
有限会社社ゆとり工房	周南市桜木二丁目四番一六号	有限会社社ゆとり工房	周南市桜木二丁目四番一六号	"

山口県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人社団あべ医院	下松市瑞穂町二丁目一九番一四号	さくら苑ホームヘルプサービス	下松市瑞穂町二丁目二一番一號	"	"
有限会社介護舎	光市大字島田一三三七の一	有限会社介護舎	光市大字島田一三三七の一	"	"
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター菊川	周南市大字下上六四四の一	"	"
社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会	大島郡周防大島町大字小松一四四の一	周防大島町社会福祉協議会	大島郡周防大島町大字小松一四五の二	"	四、
"	"	周防大島町社会福祉協議会	大島郡周防大島町大字小松一〇八九の二	"	"
"	"	協同組合	宇部市大字川上七四	介護予防訪問介護	平成一八、四、一
山口県農業協同組合	宇部市大字川上七四	J.A.山口宇部ホームヘルプセンター	宇部市大字川上七四	"	"

社会福祉法人 岩国市錦見三
 号 丁目七番五五 ムかなえ 岩国市錦見三
 号 丁目七番五五
 介護認定予 〃
 防犯型生活対 〃
 症共同生活介 〃
 護生活共同介 〃

山口県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業者 名称	所在地	指定年月日
株式会社ホーム ケアサービス山	山口市陶四五 二の一	株式会社ホーム ケアサービス山	山口市陶四五 二の一	平成一八、 四、一
〃	〃	株式会社ホーム ケアサービス山 口萩店	萩市大字椿東二 八八〇の一	〃
有限会社ゆとり 工房	周南市桜木二丁 目四番一六号	有限会社ゆとり 工房	周南市桜木二丁 目四番一六号	〃

山口県告示第五百三十号

次の医療機関に係る結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の
 規定による指定は、当該医療機関の辞退によりその効力を失った。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

名称	所在地
ママ薬局	岩国市今津町二丁目七番一三三号

山口県告示第五百三十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を

担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

名称	所在地
くろかわクリニク	宇部市亀浦一丁目二番二二号
しながわクリニク	〃 東琴芝二丁目五番一四号
五島整形外科医院	周南市大字徳山六六七六の九
よしつぐ皮ふ科クリニク	〃 西千代田町一番五号
永末耳鼻咽喉科医院	〃 清水町五番一七号
さかい内科クリニク	美祿郡秋芳町大字秋吉五三三四の一三
有限会社福田保生堂薬局	宇部市寿町二丁目二番二六号
小川薬局	〃 明神町一丁目一番四号
かめつら薬局	〃 亀浦一丁目一番一九号
有限会社西岐波薬局	〃 大字西岐波三五二八の一
ハーブ薬局	山口市中央三丁目七番六号
石川薬局	〃 小郡下郷二二五八の九
有限会社岡薬局	〃 平井七二四の一
有限会社光栄薬局	〃 大内矢田三六五の一
さくらぎ薬局	萩市大字土原三五七の一
厚東薬局	〃 大字御許町三〇の一
だるまや薬局	〃 大字東田町一四
天神薬局	防府市天神二丁目二番五号
多々良薬局	〃 多々良二丁目五番四六号
いくも薬局戎町店	〃 戎町一丁目六番一一号
いくも薬局大道店	〃 大字台道四一一の五
いくも薬局今市店	〃 今市町一七番四一號
下松共同薬局	下松市生野屋南一丁目一三番二二號
石丸薬局末武店	〃 望町一丁目九番一一号
健栄薬局	〃 大手町二丁目五番一六号
りぼん薬局	岩国市玖珂町五五八の七
岩国さくら薬局	〃 藤生町二丁目二番五号
山口薬局	〃 藤生町一丁目一九番三三三三号
車町薬局	〃 車町二丁目二番四五号

ファミリー薬局
 イシマル薬局
 仙崎薬局
 芝草薬局
 篠田薬局
 石丸薬局大神店
 石丸薬局周陽店
 くすりらんど栄町薬局
 有限会社きりん薬局
 日之出薬局
 美東薬局
 秋芳薬局
 光市大字浅江二四〇〇の一四
 " 虹ヶ浜三丁目七番二五号
 長門市仙崎二〇四の一
 " 仙崎一九四五の二
 美祢市伊佐町伊佐四八八の一
 周南市大神二丁目八番二五号
 " 周陽二丁目一番二号
 " 栄町二丁目四〇
 山陽小野田市住吉本町一丁目三番二二号
 熊毛郡田布施町大字下田布施七〇四の一
 美祢郡美東町大字大田五四三九の一
 " 秋芳町大字秋吉五三四一の四

山口県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成十八年十月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
 平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
 路線名 萩川上線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
萩市大字榑東字北前小畑四一六五の一 一地从先から 同市同大字半田三一一三三の一三三 地先まで	旧	最狭 四二・二	八〇五・二	道路改良工 事の 完了による。
	新	最狭 四四・四	八〇五・二	

山口県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十八年十月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
 平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
萩川上線	萩市大字榑東字北前小畑四一六三の一地从先から 同市同大字半田三一一三三の一三三の地先まで	平成十八年十月六日

山口県告示第五百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、柳井都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
柳井市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
柳井都市計画下水道事業柳井市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十一年十二月九日から平成二十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
柳井市片野西、山根、姫田、東土手、新天地、天神、土手町、新市北、新市、新市南、新市沖、北浜、南浜一丁目、南浜二丁目、南浜三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、駅南、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、南町六丁目、南町七丁目、ニュータウン南町、柳井、柳井津、古開作及び新庄

山口県告示第五百三十五号

公営住宅法施行令第一条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

表中村県営住宅の項中

一、二号楼、一四号楼及び一六号楼	〇・七〇
A棟からD棟まで	〇・八一
G棟	〇・八九

を

A棟からD棟まで	〇・八一
G棟及びF棟	〇・八九

に改め、同表稗田

県営住宅の項中、「一四号楼及び一七号楼」を「及び一四号楼から一七号楼まで」に、

A棟、D棟からJ棟まで、L棟からY棟まで及びA棟からカ棟まで	〇・七〇
--------------------------------	------

を

A棟、E棟からJ棟まで、L棟からY棟まで、才棟及びカ棟	〇・七〇
A棟からI棟まで	〇・八八

に改め、同表安岡

駅前県営住宅の項中「及び二号楼」を「から三号楼まで」に改め、同表大沢県営住宅の項中「四号楼まで」の下に「七号楼及び八号楼」を加え、同表西岐波県営住宅の項中「一号楼」の下に「二号楼及び一号楼」を加え、同表赤妻県営住宅の項中「〇・八二」を「〇・八六」に改め、同表大内御堀県営住宅の項中「六号楼及び七号楼」を「五号楼から七号楼まで」に改め、同表恋路県営住宅の項中

七号楼、八号楼、一、一号楼及び一四号楼	〇・七〇
---------------------	------

を

七号楼、八号楼、一、一号楼及び一四号楼	〇・七〇
A棟及びB棟	〇・八九

に改め、同表中津

江県営住宅の項中

二七号楼から三六号楼まで	〇・七〇
A棟からD棟まで及びF棟	一・〇〇

を

A棟からD棟まで、F棟及びI棟	一・〇〇
-----------------	------

に改め、同表高井

県営住宅の項中

一、一号楼、二号楼、七号楼、九号楼から二二号楼まで及び一四号楼から一七号楼まで	〇・七〇
A棟からG棟まで	〇・九六

を

A棟からI棟まで	〇・九六
----------	------

に改め、同表旗岡

県営住宅の項中

三、一号楼から三九号楼まで、四、一号楼から四三号楼まで	〇・七〇
-----------------------------	------

を

三、一号楼	〇・九三
三、二、三号楼から三九号楼まで及び四、一号楼から四三号楼まで	〇・七〇

に改め、同表第二

浪の浦県営住宅の項中

一、一号楼から三、三号楼まで	〇・七七
----------------	------

を

一、一号楼及び二、二号楼	〇・八一
三、三号楼	〇・七七

に改め、同表新庄

北県営住宅の項中「九号棟」の下に「一〇号棟、一一号棟、一二号棟、一三号棟、一六号棟、一七号棟及び二〇号棟」を、「A棟」の下に「及びB棟」を加え、同表来福台県営住宅の項中「七号棟」を「九号棟」に改め、同表旭ヶ丘県営住宅の項中「A棟」の下に「からC棟まで及びG棟」を加え、同表周陽県営住宅の項の次に次のように加える。

大内県営住宅	一号棟及び二号棟	〇・九〇
--------	----------	------



(五一六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年十一月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年九月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ときわ

代 表 者 の 氏 名 光田 武

主たる事務所の所在地 宇部市琴芝町二丁目四番一〇号

三 定款に記載された目的

障害者が自立した生活を営み、地域で安心して暮らすことができるような地域社会づくりを目指し、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、創作的な活動、社会的適応訓練、情報の提供等の支援活動を行うことによって、地域社会の保健及び福祉に寄与すること。

(五一七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年十一月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年九月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人介護派遣センター・ライフライン山

口

代 表 者 の 氏 名 岩見 邦男

主たる事務所の所在地 山口市吉田二八〇四番地

(五一八) 下関都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画下水道下関市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(五一九) 豊浦都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による豊浦都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
豊浦都市計画下水道豊浦町公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(五二〇) 萩都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画公園二・二・十二川島街区公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(五二一) 萩都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画市場四山口県漁協萩地方卸売市場
二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(五二二) 萩都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画火葬場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画火葬場一萩やすらぎ苑斎場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十八年十月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
総合運転者管理システム等改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

平成十八年九月七日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目七番一号

六 契約金額

三千八百四十九万三千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

平成十八年十月三日印刷
平成十八年十月三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)